

品川区立図書館広告等掲載基準

平成30年6月8日 教育長決定

要綱第12号

(目的)

第1条 この基準は、品川区立図書館が所有する蔵書等の資産を活用し、歳入または歳入に代わる物品等を得ようとするにあたり、広告等掲載事業者または物品等を提供しようとする事業者（以下「広告主等」という。）が、広告等の掲載または提供物品等に広告等を掲載（以下「広告掲載」という。）する場合に必要な基準を定める。

(基本的考え方)

第2条 広告は、区民生活に関連した公共性および利便性を有するものであり、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、当該広告の表現は、それにふさわしい信用性および信頼性を有するものでなければならない。

(広告掲載における審査の考え方)

第3条 教育長は、この基準により広告掲載に係る審査を行う場合には、この基準の文言のみに基づき一義的に解釈または適用をするのではなく、関係法令等の規定や区民への影響、公共性、公益性、社会通念および社会経済状況等に十分配慮したうえで、合理的かつ柔軟に行うものとする。

2 広告媒体の性質に応じて広告内容およびデザイン等が異なるため、教育長は、広告媒体ごとに広告掲載の可否に係る決定を行うものとする。

(広告掲載の一般的基準)

第4条 教育長は、広告が次のいずれかに該当する場合には、掲載しないものとする。

- (1) 基本的人権を侵害するもの
- (2) 消費者被害の未然防止および拡大防止の観点から適切でないもの
- (3) 青少年保護の観点から適切でないもの
- (4) 広告媒体の目的、公共性および品位を損なうおそれがあるもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するものまたはこれらに類すると認められるもの
- (6) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝および人材募集に係るもの
- (7) 公の秩序に反するものまたは善良な風俗を害するもの
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体またはこれらに関連すると

認めるに足りる相当の理由のある事業者のもの

(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）または会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続または更正手続中の事業者のもの

(10) 品川区工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止を受けている事業者のもの

(11) その他広告媒体に掲載することが妥当でないと教育長が認めるもの
（決定事項の遵守）

第5条 業種ごとの広告審査にあたっては、各種法律・条例等の規定に基づき
広告主等が設定した広告掲載基準・プライバシーポリシーを確認のうえ、当該審査を行うものとする。

2 広告掲載基準・プライバシーポリシーを設定していない広告主等は、広告掲載にあたり教育長の指示に従わなければならない。この場合において、教育長の決定事項に異議を申し立てることはできない。

（広告媒体ごとの基準）

第6条 教育長は、広告媒体の性質に応じて個別の基準が必要な場合は別に基準を定めることができる。

（委任）

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は教育次長が定める。

2 定例的な事務処理に関する事項は品川図書館長が定める。

付 則

この基準は、平成30年6月8日から適用する。